

第2次田村市地域公共交通計画策定調査業務仕様書

1 業務の名称

本業務は、「第2次田村市地域公共交通計画策定調査業務」と称する。

2 業務の目的

市内の公共交通は、JR 磐越東線が南北に縦断するとともに、路線バス（福島交通）、デマンドタクシーがそれぞれ運行しており、市民の日常生活に欠かせない移動手段となっている。

本市では平成23年に田村市地域公共交通総合連携計画を令和3年には田村市地域公共交通計画を策定し公共交通施策に取り組んできたものの、東日本大震災の影響や人口減少・少子高齢化が更に進展するなど、田村市の公共交通を取り巻く環境が大きく変化している。本業務では「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が平成26年5月21日に改正されたことに加え、令和2年度には地域公共交通活性化再生法等が改正され、都道府県と市町村が協働して策定する地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画を改称）の普及と計画の実効性の確保が促進されることとなった。さらに令和5年の改正では、地域との共創による公共交通の「リ・デザイン」（再構築）を進めることを求めている。

地域公共交通を取り巻く環境は依然として厳しく、現計画の終了を迎えるにあたり、市の地域公共交通の現状や課題を改めて整理し、今まで以上に持続可能な公共交通網の再構築を目指すべく、国土交通省「地域公共交通計画のアップデートガイダンス」に基づき、「第2次地域公共交通計画」の策定に係る調査を行うものである。

3 業務の内容

（1）計画準備

本業務内容を十分把握した上で、作業上問題を生じないように計画を立案し、発注者との協議により作業を円滑に進めるため下記書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

- ア 業務計画書
- イ 委託業務着手届
- ウ 工程表
- エ その他、市が必要と認める書類

（2）公共交通の現状整理

ア 地域特性の整理

- （ア）人口（年齢別）・人口密度・将来人口の推移、生活関連施設・観光施設などの分布状況
- （イ）まちづくり・観光の現状と取組み
- （ウ）周辺市町村との結びつき（通勤、通学、買い物等の日常生活での移動）
- （エ）上位計画・関連計画など

イ 公共交通の実態把握

- （ア）路線別の運行状況、利用状況、これまでの取組み状況
- （イ）公共交通の人口カバー状況など

(3) 公共交通に関する実態・ニーズ把握調査の実施

ア バス利用実態調査

(ア) 調査目的：路線バス6路線を対象にバス停別乗降者数を把握する。

(イ) 実施方法：路線バス（福島交通）のODデータを活用する。

※デマンドタクシーについては、利用実績のデータを基に把握する。交通事業者及び運転手へ調査協力を依頼

イ 住民アンケート調査

(ア) 調査目的：住民の日常の移動実態や公共交通の利用状況、バス等の問題点・改善要望などを把握する。

(イ) 配布数：2,000票（回収率35%程度を想定）

(ウ) 調査票、発送用封筒、返信用封筒の印刷・封入封緘、発送・回収は発注者が行う。

ウ 住民グループインタビュー調査

(ア) 調査目的：各地区の住民の移動実態や日常の外出で困ること、公共交通の改善して欲しいことなどの潜在ニーズ（生の声）を掘り下げて聞き取る。

(イ) 調査対象：各地区の交通弱者10名程度（マイカーを持たない高齢者、家族を送迎している主婦等）

※町内会長や老人会長などの役職のある方は、自身の意見ではなく代表者としての発言となるため、参加者としては避ける。必要に応じて関係者ヒアリングとして意見を聞き取る。

※旧町村単位の5地区を想定

(ウ) 実施方法：各地区住民参集の上、集会所等への訪問による聞き取り

エ 関係者ヒアリング調査

(ア) 調査対象：交通事業者（バス事業者、タクシー事業者など）庁内関係部署（社会福祉課、高齢福祉課、こども未来課、観光交流課、都市計画課、教育委員会など）

(イ) 実施方法：各事業所等への訪問による聞き取り

(4) 現計画の検証

現計画に位置付けた施策・事業等の実施状況を整理する。また、数値目標に対する達成状況を整理する。

(5) 第2次地域公共交通計画（案）の検討・とりまとめ

ア 公共交通を取り巻く課題の整理

前項までの整理等を踏まえて、本市における公共交通の問題点等の分析を行うとともに、それらを踏まえた課題点の整理を行う。

イ 基本方針の検討

(ア) 前章で整理した公共交通の課題点を踏まえて、本市における公共交通の基本方針（あるべき姿）を検討する。

(イ) 基本方針（あるべき姿）を踏まえて、計画期間内で達成を目指す基本目標を検討する。

(ウ) 基本目標の達成度合いを測るための評価指標および数値目標を検討する。

ウ 課題解決のための具体施策の検討

(ア) 基本目標の達成に向けた具体的な公共交通の取り組み（具体施策）について検討・整理する。

(イ) なお、公共交通の整備や再編・見直しなどのハード的な取り組みのほか、利用促進などのソフト的な取り組みの両面から整理する。

エ 具体施策の事業化策の検討

(ア) 関係する主体との協議などを行いながら、具体施策の実行・実現に向けてスケジュール・実施主体・実施時期等について検討・整理する。

(イ) また、計画全体の管理・運営の主体等についても検討・整理する。

(6) 地域公共交通会議等の運営支援

ア 地域公共交通会議の運営支援

会議（3回程度）の資料作成、会議での説明、議事録作成など必要な支援を行う。

イ 専門部会の運営支援

会議（2回程度）の資料作成、会議での説明、議事録作成など必要な支援を行う。

(7) 打合せ協議

業務を円滑にかつ効果的に遂行するために、着手時、中間3回、最終納品時の計5回、協議打合せを行う。

(8) 報告書作成

以上の結果をとりまとめ、報告書を作成する。

4 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受託者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し提出すること。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・業務報告書 A4縦版 1部
- ・電子記録媒体（CD-R等） 1部

※計画書、計画書概要版の電子データを含む